

(反社会的勢力の排除)

第17条 甲又は乙は、相手方に対して、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと。
- (2) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含む）が存在しないこと。但し、乙においては、電気通信サービス（通信機器本体の機能を利用して提供される各種サービス、及び割賦販売・信用購入あっせん等を含む）に係る取引はこの限りではない。
- (4) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。
- (5) 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 甲又は乙は、相手方に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
- (4) 相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、本契約を解除することができるものとする。

4 甲又は乙は、前項に基づき、本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとする。

(信義則)

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を  
保有するものとする。

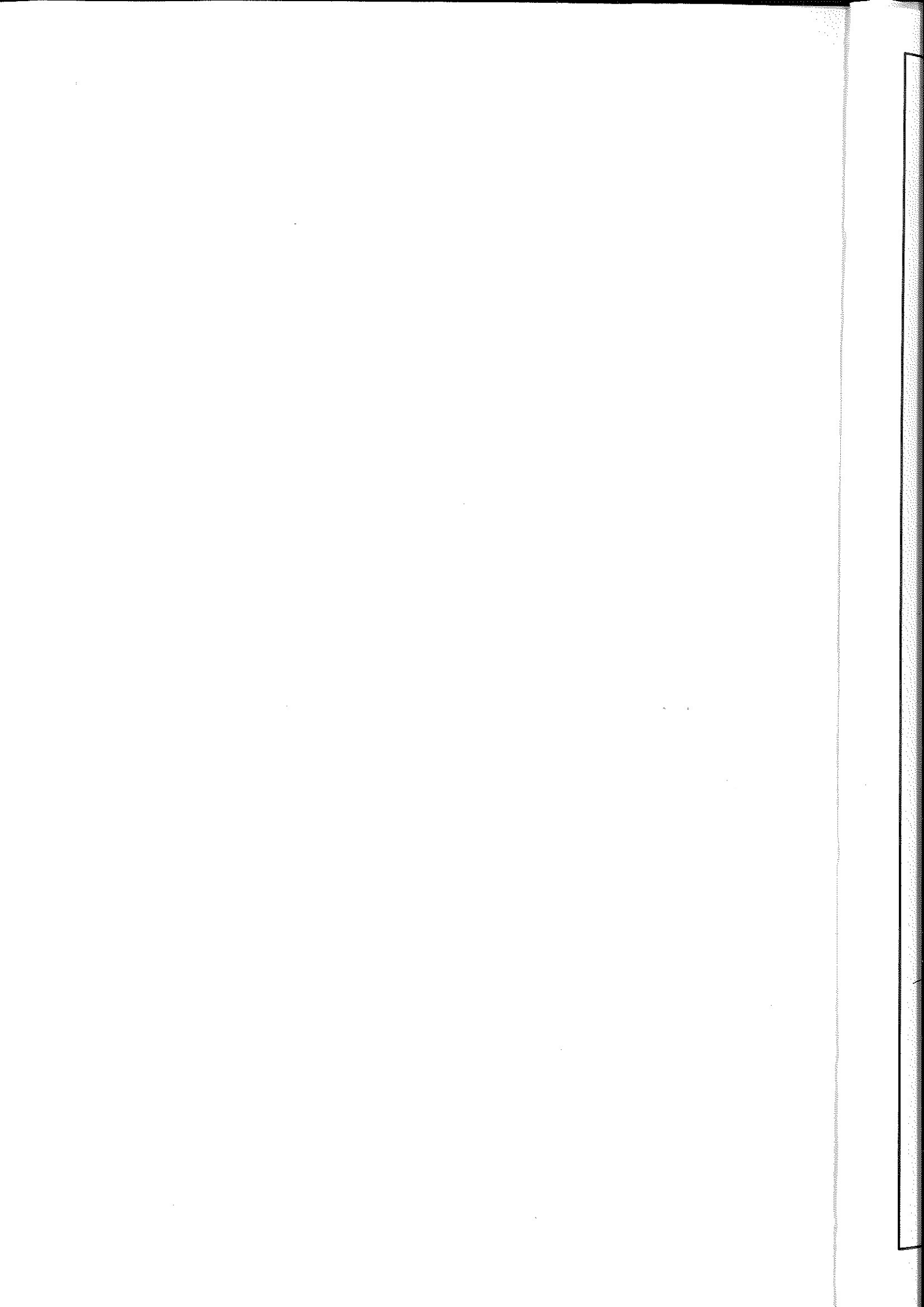
平成29年 2月28日

甲 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地  
伊勢崎市  
伊勢崎市長 五十嵐清隆

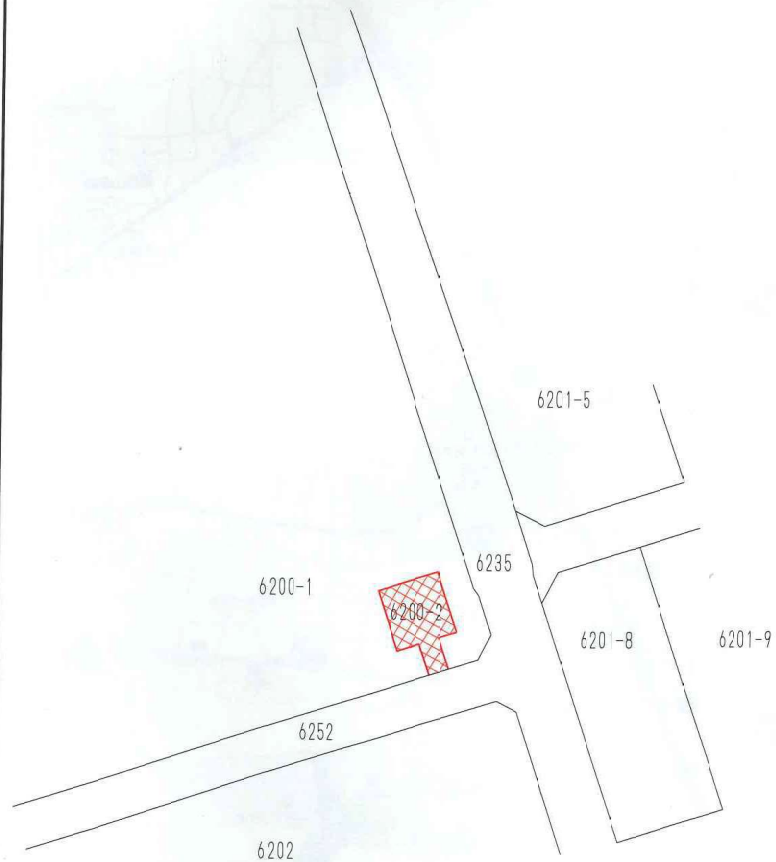


乙 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
株式会社 N T T ドコモ  
執行役員 無線アクセスネットワーク部長  
山崎拓





参考図

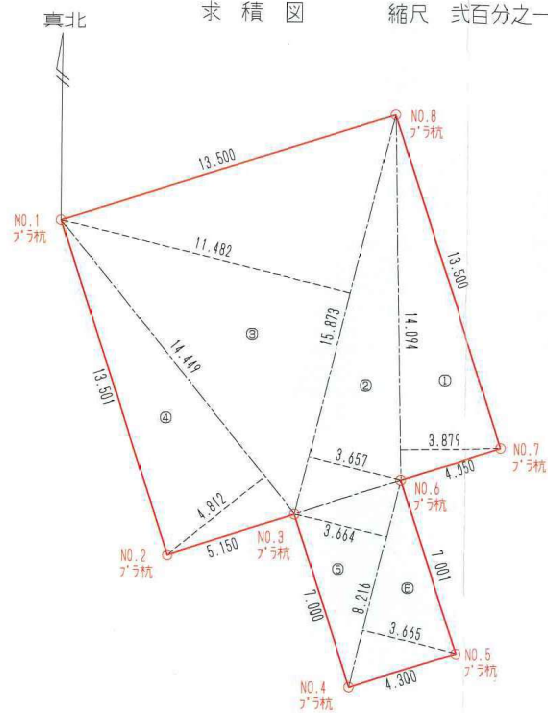


求積表

地番	符号	底辺	高さ	倍面積	所有者
6200番2	1	14.094	3.879	54.470	
	2	15.873	3.657	58.047	
	3	15.873	11.482	182.253	
	4	14.449	4.812	69.528	
	5	3.216	3.664	30.103	
	6	3.216	3.665	30.111	
合計				424.712	
1/2				212.356	
実測面積				212.35 m <sup>2</sup>	

群馬県伊勢崎市三室町 6200番2

求積図 縮尺 式百分之一



作成・補正	年月日	理由	責任者	会社等	NIT DoCoMo 群馬	尺度	1/200	図名 求積図	頁
				局名等	CV伊勢崎三室町RK				

